



第24回 2018年春季セミナー
（中国会場編）

事例報告②（工場移転に伴う 立退き補償金交渉と労務対策）

2018年4月

華鐘コンサルタントグループ 常務副総経理 能瀬 徹

(Mail:torunose@shcs.com.cn HP:www.shcs.jp)

華鐘コンサルタントグループ（中国・日本）



セミナー講師紹介

能瀬 徹

華鐘コンサルタントグループ 常務副総経理



（会員部、HR部、工程部、法務部、公関部、分公司所管）

（経歴）1969年岡山市生まれ。1992年大阪外国語大学中国語科卒業後、三井住友銀行（当時の住友銀行）入行。日中投資促進機構への2年半の出向、中国室（大阪）での4年間の勤務後、2001年5月天津支店赴任。渉外課長を経て、2003年6月の銀行退職までの11年強のうち6年半は中国関連のコンサルティング業務に従事。2004年2月、上海華鐘コンサルタントサービス(有)入社。趣味は卓球と海釣り。

工場移転の背景と移転性質毎の主な対応パターン 政策性移転と協議移転、自主移転

背景	移転性質	事業方針	主な対応パターン
都市計画調整	地元政府より公文書で工場立退き要請を受ける (政策性移転)	継続	同一園区内の代替地または近隣園区に住所移転
		不継続	会社清算
環境規制強化	地元政府から工場立退き可否を口頭で打診される (協議移転)	継続	別の地域で第二工場を建設、新社稼働後に現社清算
		不継続	会社清算
〃	地元政府から生産許可証の期日不更新を事前通知される (自主移転)	継続	別の地域で第二工場を建設、新社稼働後に現社清算
都市計画調整	レンタル工場の家主より賃貸借契約の期日不更新を事前通知される	継続	近隣園区に移転
		不継続	会社清算

工場移転の背景と移転性質毎の立退き補償金支給有無 当面の要対応事項：事業継続可否の方針決定

移転性質	補償金	当面の要対応事項
①政策性移転	○	(1)工場移転(事業継続)を前提とした各種調査 <ul style="list-style-type: none"> ● 移転先(新工場建設用地)候補地探し:事業受入可否・受入条件の確認(企業誘致法人、投資強度、1ム一当たりの最低売上・最低納税額、環境・安全政策、容積率要求)。 ● 移転先レンタル工場探し(④の場合) ● 新工場建設コスト見積り(①～③の場合) ● 工場移転後の事業採算F/S (2)立退き補償金獲得交渉(①②の場合) (3)事業不継続を前提とした会社清算シミュレーション、人員整理方案準備
②協議移転	△	
③自主移転	×	
④賃貸借契約の期日不更新	×	

工場立退き・工場移転パターンの得失比較① 事業継続を前提とした場合の必要手続き項目

主な手続き項目		近隣園区 住所移転	市外への 住所移転	新社設立 現社清算
①	各種アセスメント 環境影響、安全、職業病危害、省エネ)	✓	✓	✓
②	立項（プロジェクト申請認可）	✓	✓	✓
③	新社設立登記			✓
④	新工場建設	✓	✓	✓
⑤	生産許可証再取得	✓	✓	✓
⑥	生産設備移設	✓	✓	
⑦	会社法定住所の転出・転入	✓	✓	
⑧	税務登記の転出・転入		✓	
⑨	現社資産・負債の処理			✓
⑩	生産設備売却			✓
⑪	事業移管（契約変更）			✓

工場立退き・工場移転パターンの得失比較② 人員再配置における留意点

転居を伴う異動は非現実的。新拠点への通勤可否等による判断余地有り。

事業継続 パターン	想定される現有 従業員の再配置	現有従業員との労働契約 の基本的取扱い	経済補償金の 支給要否
近隣園区 住所移転	継続雇用	不変	不要
	退職	自主退職として扱うべきかどうか要判断	基本不要 （ケースバイケース）
市外への 住所移転	継続雇用	不変	ケースバイケース （退職従業員と扱いを要統一）
	退職	客観情勢重大変化」（労働契約法』第40条第3項）または「協議一致」（同』第36条）により解除	契約解除の場合 には要支給
新社設立 現社清算	新社移籍	労働契約法』第44条第5項により現契約終 止、新社との間で新規に労働契約を締結	要支給
	退職	労働契約法』第44条第5項により労働契約 終止」	要支給

工場立退き・工場移転パターンの得失比較② 人員再配置における留意点（契約「終止」と「解除」）

労働契約の扱い	『労働契約法』上の要件	経済補償金支給要否	会社の法的リスク	
終止 (第44条)	◆契約期限満了・不継続(会社意思)、◆破産、◆閉鎖命令・営業許可抹消・期限前解散	要	無し	
	◆契約期限満了・不継続(従業員意思)、◆年金受給開始、◆本人死亡	不要		
解除	協議一致解除 (第36条)	従業員申し出		不要
		会社申し出		要
	従業員による即時解除(会社が契約不履行)	要		有り
	会社による即時解除(第39条;懲戒解雇)	不要		
	会社による予告解除(第40条;病気、業務不適任、客観情勢重大変化)、リストラ(第41条)	要		

工場立退き・工場移転事例一覧

	業種	時期	所在地	背景	対応方針	移転先	補償金
1	機械	2006年	上海市	都市計画調整	住所移転	近隣園区内	○
2	食品	2013年	上海市	賃貸期限不更新	第二工場設立	浙江省	---
3	窯業	2014年	浙江省	都市計画調整	会社清算	---	○
4	アパレル	2015年	浙江省	都市計画調整	会社清算	---	○
5	紙パ	"	上海市	都市計画調整	住所移転・合併	近隣園区内	○
6	ケミカル	"	江蘇省	都市計画調整	会社清算	---	○
7	電子	"	江蘇省	都市計画調整	住所移転	同一園区内	○
8	電機	"	江蘇省	政府要請	会社清算	---	○
9	ケミカル	"	上海市	環境安全規制	第二工場設立	浙江省	---
10	金属	"	上海市	賃貸期限不更新	住所移転	浙江省	---
11	ケミカル	2015年	上海市	環境安全規制	第二工場設立	浙江省	---
12	食品	"	上海市	環境規制	第二工場設立	浙江省	---
13	食品	"	上海市	環境規制	第二工場設立	浙江省	---
14	金属	2016年	上海市	都市計画調整	会社清算	---	×(賃貸)
15	ケミカル	"	上海市	環境安全規制	第二工場設立	浙江省	---
16	金属	"	江蘇省	環境規制	会社清算	---	○
17	金属	"	上海市	賃貸期限不更新	第二工場設立	江蘇省	---
18	ケミカル	2017年	江蘇省	政府要請	未定	---	協議中
19	金属	"	上海市	都市計画調整	未定	---	協議中
20	窯業	"	江蘇省	都市計画調整	住所移転	近隣園区内	協議中
21	金属	"	上海市	都市計画調整	未定	---	協議中
22	金属	"	河北省	政府要請	未定	---	協議中
23	金属	"	上海市	都市計画調整	未定	---	協議中
24	食品	"	上海市	都市計画調整	住所移転	浙江省	協議中
25	金属	"	上海市	都市計画調整	未定	---	協議中
26	金属	"	江蘇省	環境規制	会社清算	---	---
27	ケミカル	2018年	上海市	環境安全規制	住所移転	浙江省	---
28	ケミカル	"	上海市	環境安全規制	住所移転	浙江省	---

環境規制強化(例)

「江蘇省263特定行動計画」(蘇発[2016]47号)

- 主として、中央環境保護監督視察チームが提出した「2～3年以内に環境品質の改善に悪影響を与える一連の問題を解決し、早期に生態環境品質の根本からの好転を実現すること」を目的とする。
- 「両減」: 江蘇省が長期にわたって形成してきた石炭型エネルギー構造・重化学型産業構造を調整し、根本から生態環境の負荷を減らす。
⇒①石炭消費総量の減少、②落伍した化学工業生産能力の減少
- 「六治」: 現在生態文明建設のために、問題が最も顕著で、人々の生活と最も密接に関連し、人々の反応が最も強烈な分野の問題点を重点的に整備する。
⇒①太湖の水環境、②生活ゴミ、③黒色異臭水、④畜産養鶏養殖汚染、⑤揮発性有機物汚染、⑥環境の潜在的リスク
- 「三提昇」: 生態文明の建設に堅実な保障を提供する。
⇒①生態保護水準、②環境経済政策コントロール基準、③環境監督管理取締水準

9

環境規制強化(例)

「江蘇省263特定行動計画」(蘇発[2016]47号)(続き)

	内容	2020年までの主要達成目標	主要措置
両減	②落伍した化学工業生産能力の減少	<ul style="list-style-type: none"> • 化学工業企業数の大幅減少 • 化学工業産業の主要汚染物排出総量の大幅減少 • 化学工業園区内化学工業企業数の全省総数に占める割合を50%以上に引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> • ローエンド化学工業企業の淘汰強化。 • 重点地域の化学工業企業の閉鎖・停止・移転を実施。 • 化学工業企業の園区入居を推進、園区外での新規化学工業プロジェクトを禁止。 • 危険化学品の生産・経営・保管輸送企業の監督管理を強化。等
六治	①太湖の水環境	<ul style="list-style-type: none"> • 全リンのⅢ類基準達成 • 全窒素のⅤ類基準達成 • 流域の全窒素と全リンの汚染物排出量を、いずれも2015年比で16%以上削減 等 	<ul style="list-style-type: none"> • 太湖上流地区の工業汚染の負荷を継続的に低減。 • 厳格な全省の窒素磷規制制度を構築し、流域の窒素磷排出総量を大幅に削減。 • 生活污水の処理水準を引き上げ。等
	⑤VOC汚染	全省の揮発性有機物排出総量を20%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> • 重点化学工業園区(集中区)及び重点企業の廃ガス排出源整理作業を完成。 • 水性塗料の使用を強制。 • 原油・製品油埠頭のオイルガス回収作業を全面的に実施。 • 高汚染車両を淘汰する政策措置を公布。 • 新エネルギー自動車を全面的に普及。等

政策性移転の概要

- 「強制立退き」ではなく、「代替地を用意しての移転要請」であり、移転に関する経済補償も相応に行われるのが一般的。
- 企業がどうしても移転に同意せず、社会公共利益の必要性に基づく公共工事のスケジュールに支障がある場合は、当局より「強制移転立ち退き命令書」が発行されて、正式な争議となる。
- 国土資源部制定の「国有土地使用権譲渡契約書」様式の第三章第19条には、社会公共利益の必要性がある場合の国家権力による強制執行権に言及。
- 工場建物が賃貸の場合は「建物賃貸借契約書」の残余期間満了を待って契約書の更新延長をしないケースが多く、土地使用権を取得して自社工場を建設している場合とかなり状況が異なる。
- 不動産の収容と補償に関わる根拠法令は、『国有土地上家屋の収用及び補償条例』（国务院令第590号、国务院2011年1月21日公布）及びこれに基づき各地が定めた実施細則なり地方条例。

11

政策性移転における補償範囲

『国有土地上家屋の収用及び補償条例』第17条

- (1) 土地使用権への補償：合法的な土地使用権証に基づく等価の代替地提供、或いは市場価格による買上げ、差額補償。合法的な土地使用権証が存在しない場合は個々に交渉。
- (2) 建築物、移転不可能施設等への補償：再建築費用或いは移転可能なものは移転費用を補償。
- (3) 構築物、設備等の補償：移転費用を評価機構が算出。操業保証等で移転不可能な場合は、先に建設して後で移転する方式として差額補償するケースもある。
- (4) 工場生産停止による損失経済補償：第三者評価困難。現実の状況に基づき、当事者双方の個別協議による場合が多。
- (5) その他の補償：緑化、道路などのインフラストラクチャー費用、従業員の再配置費用、再立ち上げのための技術指導費用等多岐に渡るが、個々の交渉となる。

12

政策性移転の一般的ステップ

	実施主体	実施内容
①	土地備蓄中心	経済発展局にプロジェクト申請を提出
②	経済発展局	プロジェクト審査認可意見発行
③	土地備蓄中心	計画・建設・環境保護局にプロジェクト立地申請を提出
④	計画・建設・環境保護局	プロジェクト計画立地選定認可前批准前公示実施
⑤	計画・建設・環境保護局	立地選定意見書、計画範囲図発行
⑥	撤去移転弁公室	撤去移転公告の発表
⑦	撤去移転弁公室と被撤去移転企業	移転意向協議書締結
		第三者評価機関を共同で選定し、資産評価実施を委託
		評価結果意見聴取→評価結果審査確認→評価結果確定
		移転方案交渉
		補償案確定
⑧	土地備蓄中心と被撤去移転企業	撤去移転補償再配置に関わる協議書締結
		補償金支払い、移転開始
		移転完了、旧工場土地区画の引き渡し



土地・建物売却時の課税関係

項目	課税対象、課税率	納税者	負担者
増値税	土地・建物売却益（売却額－取得原価）に対し5%	売り手	買い手
附加税	増値税納税額に対し10%～13%（地方毎に異なる）	売り手	
土地増値税	土地・建物売却益の増値幅により30%～60%の累進課税。詳細は次頁ご参照。	売り手	
印紙税	土地・建物譲渡契約金額に対し0.05%	双方各0.05%	
契税	土地・建物譲渡総額に対し4%	買い手	



土地増値税の計算方法

(1) 土地増値税納税額 = 増値額 × 税率 - 速算控除額

(2) 増値額 = 土地・建物売却価格（税抜）または土地・建物評価価格（※1）のいずれか高い方 - 譲渡原価相当額（= 控除可能額）

(3) 控除可能額：控除可能項目は以下の通り。

- ① 土地使用権取得原価（税込）
- ② 既存の建物及び建築物の評価額（※2）または当初の取得原価
- ③ 不動産譲渡関連税金

(4) 増値幅により税率特定：

増値幅 = 増値額 ÷ 譲渡原価相当額

増値幅	課税率	速算控除額
50%未満の部分	30%	0
50%超100%未満の部分	40%	譲渡原価の5%
100%超200%未満の部分	50%	譲渡原価の15%
200%超の部分	60%	譲渡原価の35%

(5) 土地・建物評価方法

※1：時価法（市場法）にて土地・建物の市場価格を算定

※2：再調達価格法（重置成本法）にて既存建物・建築物の再調達コストを算定



土地・建物売却時の課税計算（例）

【前提条件】

- 土地・建物売却価格：4,200万元（5%の増値税込）…市場価格とする。
- 再調達価格法で算出した建物価格：1,500万元
- 建物取得原価：1,200万元
- 土地使用権取得原価：380万元（4%の契稅税込）

【主な課税金】

(1) 増値税：[4,200万元 - (1,200万元 + 380万元)] × 5% = 131万元

(2) 附加税：131万元 × 13% = 17.03万元

(3) 土地増値税額 = 2,303 × 50% - 285 = 1,152 - 285 = 867万元

- ① 土地・建物売却増値額 = 4,200 - (1,500 + 17 + 380) = 2,303万元
- ② 増値幅 = 2,303 / (1,500 + 17 + 380) = 121%
- ③ 課税率：50%、速算控除額 = (1,500 + 17 + 380) × 15% = 285万元

【売り手の税コスト】

884万元 = 附加税17万元 + 土地増値税867万元



工場立退き補償金に対する企業所得税課税

以下の2項目が同時に充足された年度にて納税が必要となる。但し、移転期間は移転開始から満5年（移転当年を含む）が限度。また、政策性移転における関連移転収入、移転支出、移転資産税務処理、移転所得等の所得税徴収管理事項は、正常会計年度に関わる税務処理事項とは別に、単独で税務管理と計算処理を実施しなければならず、移転完了後に移転所得税清算処理を実施する。

- ① 移転計画は基本的に完了している。
- ② 当年生産経営収入が移転前の年度の計画生産経営収入の50%以上を達成

	(旧) 国税函〔2009〕118号	新) 2012年40号公告
免税範囲	政策性移転の納税所得税額 = 移転収入 - 移転費用 - 移転処分資産損失 - 購入資産支出	政策性移転の納税所得税額 = 移転収入 - 移転費用 - 移転処分資産損失
購入資産減価償却	税法に基づく減価償却可	税法に基づく減価償却可

移転費用支出

- 従業員再配置の為に実際に発生した費用
- 操業停止期間に支給する従業員の給与と福利費
- 移転資産を臨時保管する為に発生した費用
- 資産移転据付費用とその他の移転関連費用

移転処分資産損失

- 現金化売却及び処理した各種資産の正味金額（簿価）
- 処理過程で発生した税金費用等の支出
- 廃棄処分資産 = 正味金額（簿価）を企業の資産処理支出

17

【事例紹介①】 政策性移転 補償金獲得交渉と近隣園区内への住所移転と労務対策

<会社概要>

- ◆ 華東地区所在の電子部品製造企業、2001年8月設立
- ◆ 土地面積：80ム一（約53,360㎡） 工場建築面積：18,000㎡
- ◆ 従業員数：1,000名（全員直接雇用）

<経緯、結果>

- ◆ 2014年10月、当該地区の再開発（商業化）を理由に、地元政府より公文書して工場立退き要請を受ける。
- ◆ 工場は操業継続の必要があり、同社事業は地元の産業政策にも合致していることから、地元政府より近隣園区内にて（現工場所在地より10km離れた場所）54ム一の代替地の提供を受け、新工場を建設して、全従業員と共に工場を移転することを決定した。
- ◆ 補償金に関しては、現有土地面積との差額補填を含む6,800万元の補償金額で妥結し、同社は、『土地徴収備蓄協議書』を開発区との間で締結した。
- ◆ 補償金は、①協議書締結後30%、②建屋の完全明渡し後40%、③関連権利証書の引き渡しと名義抹消手続き実施後30%にて支払い。

18

【事例紹介①】 政策性移転 補償金獲得交渉の結果

	評価項目	ムー単価 (万円/ムー)	合計 (万円)	備考 評価根拠等)
土地 建築物	土地使用権差額補填	50.85	1,322.00	現有土地と代替地の面積差26ムーへの補償
	建物建築物、構造物	41.44	3,314.90	再配置価格×償却率
	建物内装、構築物	6.37	509.30	再配置価格×償却率
	緑化	0.37	29.90	評価会社の評価額
	小計1	99.02	5,176.10	
設備	移設不可能設備	7.63	610.60	再配置価格×償却率
	移設可能設備	7.19	575.40	評価会社の評価額
	小計2	14.83	1,186.00	
移転 補償	従業員臨時再配置	0.00	0.00	
	従業員再配置	0.00	0.00	
	操業停止補償	2.07	165.70	地元規定 ;建物評価額*5%
	現金化再配置	0.00	0.00	
	在庫製品の輸送費	0.00	0.00	
	移転損失補償	0.59	47.10	評価会社の評価額
	小計3	2.66	212.80	
奨励 金等	移転奨励金	0.41	33.10	地元規定 ;建物評価額*1%
	低容積率補償	0.00	0.00	
	異地移転補償	0.00	0.00	
	税金関連補償	2.21	176.40	増値税、土地増値税は免税。土地の契税と各種申請手続き費用に対する補償
	小計4	2.62	209.50	
合計	119.13	6,784.40		

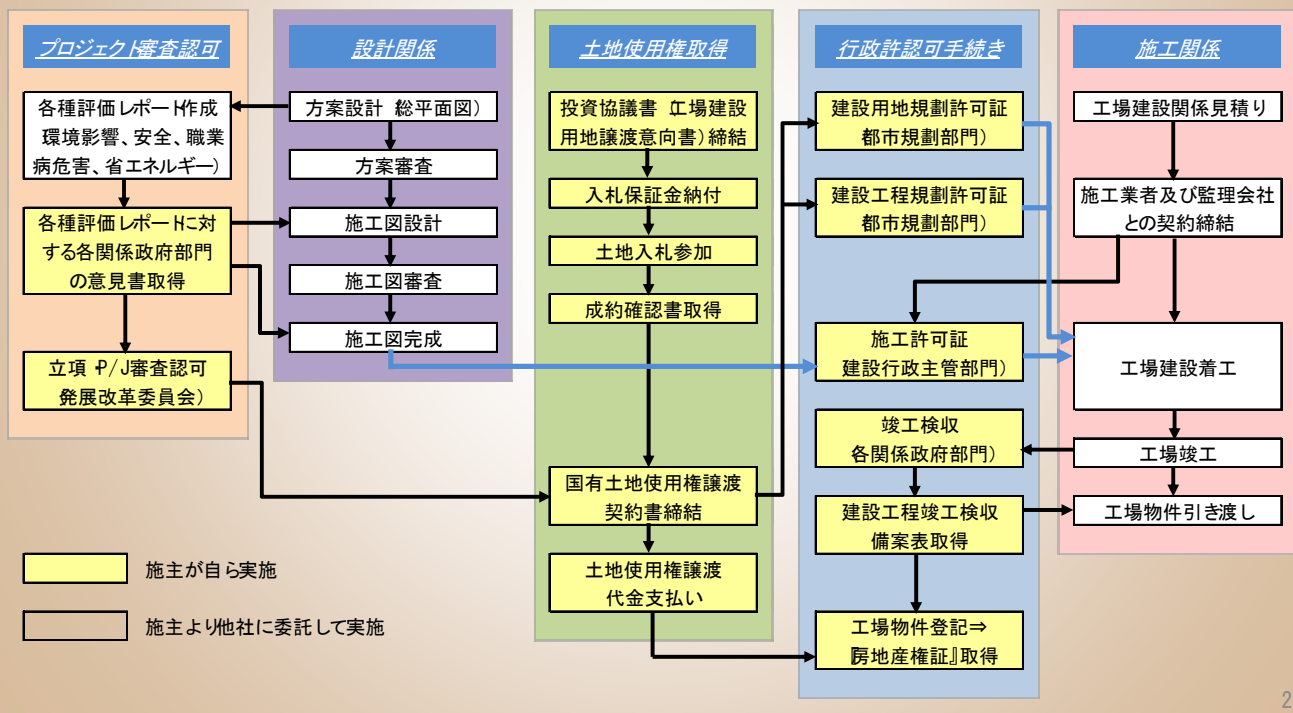
19

【事例紹介①】 政策性移転 近隣園区内への住所移転(手順・全体スケジュール)





【事例紹介①】 政策性移転 近隣園区内への住所移転（工場建設基本フロー）



【事例紹介①】 政策性移転 近隣園区内への住所移転（労務対策）

【経緯と結果】

- 『土地徴収備蓄協議書』締結後、全従業員に対し会社住所移転の事実と人員再配置方案を公示し、労使協議を行った。
- 会社住所の移転であり、労働契約は不変、経済補償金も不支給とした。
- 通勤手当を200元/月から250元/月に増額。
- 通勤が遠くなることを理由に辞職する従業員に対しても、自己都合での退職として経済補償金は不支給とした。

【注意点】

- ① 従業員の不利益に配慮する為、労働契約不変であっても、労使協議にて従業員側の意見を十分に聴取し、会社はこれを踏まえて人員再配置方案を最終決定。
- ② 辞職する従業員に対し経済補償金不支給が良いのか否かは争議になれば微妙。
- ③ 会社都合により職場が遠くなることに反発してストライキが起きることもあるが、十分な話し合いにより解決すること（首謀者を解雇するのは危険）。

【事例紹介②】協議移転 補償金獲得交渉と会社清算・撤退と労務対策

<会社概要>

- ◆ 華東地区所在の自動車部品生産型企业、2004年12月設立
- ◆ 土地面積：約9.1ムー(6,100㎡)、「産権証」有りの建築物面積：2,300㎡
- ◆ 従業員数：65名(全員直接雇用)

<経緯、結果>

- ◆ 2016年初に、税収貢献が少ないこと等を理由に地元政府より工場立退き可否を打診される。諾否は任意であったが、環境規制、VOC排出規制強化等、生産活動がやりにくくなっていることを考慮し、政府部門主導での土地収用という形で補償金を支給することを条件に工場立退きに同意した。
- ◆ 補償金に関しては、交渉の結果、総額約950万元(104.3万元/ムー)で妥結し、地元開発区との間で、『国有土地使用権買上協議書』を締結した。
- ◆ 但し、工場を移転させて(新工場を建設して)操業を続けても大きな採算改善は見込めないことから、これを機に当社は清算して、事業は中国内の別のグループ会社の工場に集約することとした。

23

23

【事例紹介②】協議移転 補償金獲得交渉の結果

	評価項目	政府評価 万元)	独自評価 MAX) 万元)	独自評価 MIN) 万元)	備考 評価根拠等)
土地 建築 物	土地使用権	260.49	210.48	210.48	時価評価
	産権証有り建築物	308.13	345.02	345.02	再調達価格×償却率
	産権証無し建築物				上記に含む
	その他構築物				上記に含む
	小計1	568.62	555.50	555.50	
政府 補償	移転綜合手当	170.40			当該土地での期待利益*20%
	移転奨励金	127.80			協議書締結後1年以内に移転完了の場合、当該土地での期待利益*15%
	協議書締結奨励金	27.45			2016.12.31以前に協議書締結の場合
	小計2	325.64			
評価 報告 書外	移設可能設備		104.76	104.76	再調達価格×掛け目 2~10%)
	移設不能設備		117.71	117.71	再調達価格×償却率
	在庫		3.30	3.30	再調達価格×掛け目
	人員再配置費用		363.10	0.00	経済補償金実額
	生産停止損失		20.70	20.70	地元規定 ;建物評価額*6%
	移転費用		4.60	4.60	地元規定 ;産権証面積*20元/㎡
	臨時再配置費用		8.28	8.28	地元規定 ;産権証面積*6元/㎡*6ヶ月
	移転奨励金		23.00	23.00	地元規定 ;産権証面積*100元/㎡
	小計3		645.45	282.35	
その他	行政手続き費用		40.13	40.13	地質調査費、施工図審査費、土地測量費等の実費
	設計、管理、研修費		137.04	71.20	設計費、監理費、技術人員の派遣、研究関連費用
	コンサル費用		22.65		
	税金関連補償		0.11	0.11	印紙税
	小計4		199.93	111.44	
	合計	894.26	1,400.88	949.29	

【事例紹介②】協議移転

会社清算結果：清算前B/Sと資産処分損益

<資産処分損益>

単位：千人民元

借方項目	清算前	回収率 掛け目	回収額 売却額	資産処分 損益	貸方項目	清算前
流動資産	13,933	---	11,863	-2,071	流動負債	6,628
現預金	5,437	100%	5,437	0	買掛金	3,490
売掛金	3,952	80%	3,162	-790	短期借入金	2,374
棚卸資産	4,267	70%	2,987	-1,280	その他	764
貸付金	0	0%	0	0	固定負債	0
その他	277	100%	277	0	長期借入金	0
固定資産	19,886	---	5,697	-14,189	所有者權益	27,191
工場建屋	5,150	0%	0	-5,150	資本金	35,000
生産設備	13,619	42%	5,697	-7,922	日本A社	(35,000)
その他設備	229	0%	0	-229		
土地使用権	888	0%	0	-888	未処分利益	-7,809
資産計	33,819	---	17,560	-16,260	負債・資本計	33,819

25

華鐘コンサルタントグループ（中国・日本）



【事例紹介②】協議移転

会社清算結果：清算期間中の損益

◆2012年40号公告

政策性移転時の納
税所得税額=移転補
償金収入-移転費用
支出-移転処分資産
損失

◆移転費用支出

・従業員再配置支出
・資産移転据付費用
・その他移転関連費
用等

◆移転処分資産損失

・売却資産の正味金
額と簿価との差額
・廃棄処分資産簿価
・資産処理時の税金
費用等

<清算期間損益>

単位：千人民元

項目	金額	備考
(1) 立退き補償金収入	9,493	『国有土地使用権買上協議書』に基づく
(2) 資産処分関連損失	-16,260	
売掛金回収損失	-790	1年以上の未回収残高
未収金回収損失	0	回収率100%
在庫売却損失	-1,280	回収率70%
建物関連損失	-5,150	清算前B/S簿価
固定資産関連損失	-8,151	清算前B/S簿価
土地使用権関連損失	-888	清算前B/S簿価
(3) 清算費用	4,513	
清算人員給与	216	3名、6ヶ月分
清算人員社会保険	86	上記3名分、給与の40%で計算
経済補償金	3,631	立退き補償金交渉結果より
コンサルティング費用	460	コンサルティング費用、会計監査費用
その他清算費用	120	清算期間中の事務費、出張費
(4) 清算期間損益合計	-11,280	(1)-(2)-(3)
(5) 企業所得税	0	((4)-7,809)*25%
(6) 清算期間最終損益	-11,280	(4)-(5)

(註) ①企業所得税額の算出において、上記損失は全て損金算入可能と仮定する。

②税務上の 相殺可能な 累損は会計簿価と同一と仮定する。

26



【事例紹介②】協議移転

会社清算結果：清算期間中のCFと清算完了時のB/S

<清算期間中のキャッシュフロー>
単位：千人民元

清算期間中の資金収支	金額
期首現預金残	5,437
債権回収	3,439
棚卸資産売却	2,987
生産設備売却	5,697
補償金収入	9,493
資金回収額計	21,615
現有負債返済	6,628
清算人員労務費	302
経済補償金	3,631
資産売却関連税	0
清算コンサル費用	460
その他清算経費	120
企業所得税	0
資金支出額計 （うち、清算費用）	11,141 （-4,513）
期末現預金残	15,911

<清算完了後のB/S> 単位：千人民元

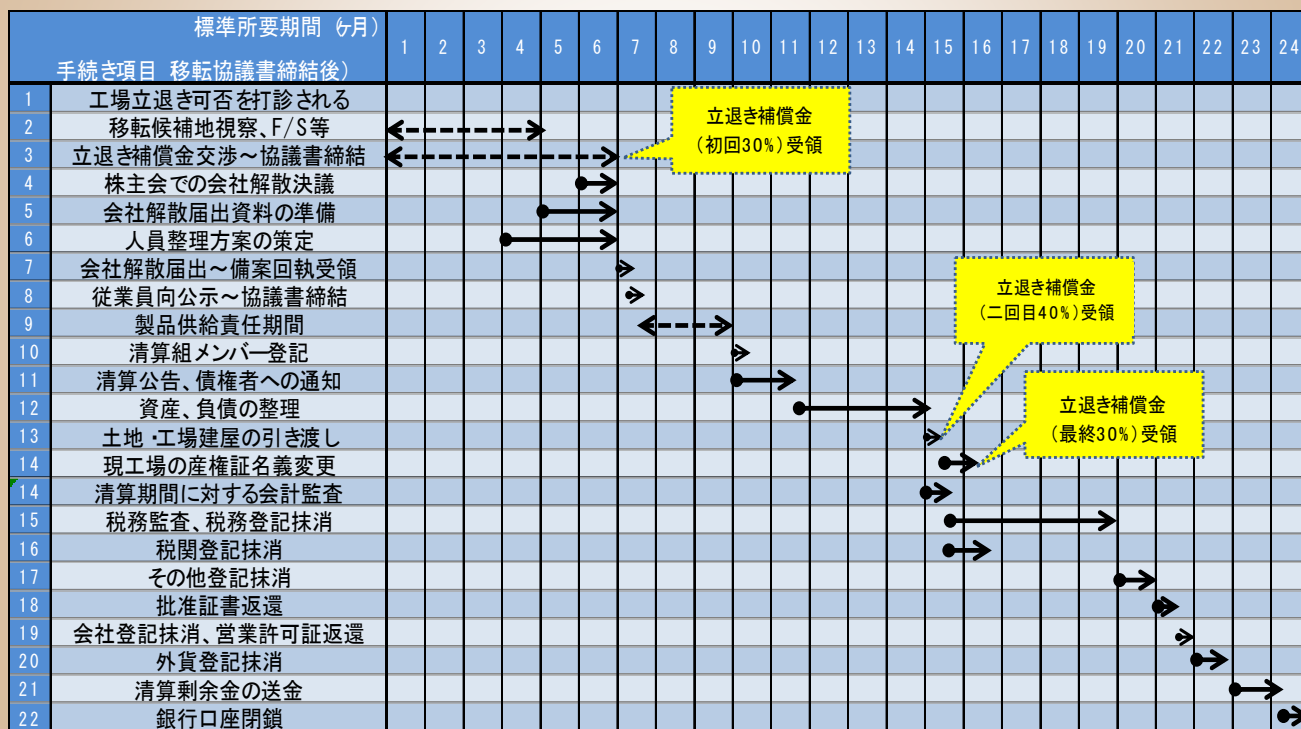
借方		貸方	
流動資産	15,911	流動負債	0
現預金	15,911	買掛金	0
売掛金	0	短期借入金	0
棚卸資産	0	その他	0
貸付金	0	固定負債	0
その他	0	長期借入金	0
固定資産	0	所有者權益	15,911
工場建屋	0	資本金	35,000
生産設備	0	日本A社	(35,000)
その他設備	0	未処分利益	-19,089
土地使用権	0	負債・資本計	15,911
資産計	15,911		

※日本企業宛の清算剰余金分配においては、清算剰余金が元の出資原価を超える部分に対しては10%の源泉所得税の納税が必要となる為、本事例においては、清算剰余金に対する源泉税課税は発生しない。



【事例紹介②】協議移転

工場立退きと会社清算スケジュール



【事例紹介②】協議移転 労務対策（人員整理の経緯と結果）

- 『国有土地権利買上協議書』締結のタイミングに合わせ、人員再配置方案を策定すると共に「会社経営期限の前倒し終了と会社解散」に関する株主決議書を準備し、地元商務委員会への会社解散の届出を行った後、全従業員に対して会社解散・清算の事実を公示し、労使協議を行った。
- 同時に客先に対しても会社解散・清算の旨を告知し、製品供給責任期間を暫定2ヶ月強として、清算期間中の残務処理要員として3名のスタッフを残し、他の従業員は全員2016/9/30付で労働契約終止とすることとした。
- 社会保険の納付、残業代の支払い等に瑕疵は無かったことから、経済補償金は「N+0.5」を提示したが、長年勤務の社員より大反発を受けたことから、最終的に「N+1」とした。
- 加えて、製品供給責任への協カインセンティブとして、会社要求期間の最後まで残ってくれた従業員には、通常給与とは別に更に「+2」の経済補償金を支給することとした。
- 上記により、交渉紛糾する場面もあったが、公示より3日以内に全員が「製品供給責任期間への協カに関する協議書」にサインした。

【事例紹介②】協議移転 労務対策（人員整理方案策定のポイント）

- ① 本社及び顧客を含め情報は厳に関係者限りとすること。
- ② 準備段階からの現地中国人幹部の巻き込み。…各種情報収集と従業員向け公示後の取りまとめ役として（但し、情報漏洩リスクも要考慮）。
- ③ 期限前解散＝労働契約終止に違法性は全く無い（基本的に会社主導で労使協議を進めることができる）が、製品供給責任期間は会社の弱み。
- ④ 過去の労使関係と直近の雰囲気踏まえて作戦立案・X-DAY決定。
- ⑤ 過去の会社不備事項を補填する意味合いも含め、経済補償金は「法定(N)+2～3ヶ月」が一般的(?)。支給基準は全員一律平等が大原則。清算期間中の残務処理人員とは後日別途のインセンティブ付与を要交渉。
- ⑥ 従業員向け公示・労使協議は現地総経理と事前巻き込みの中国人幹部を中心に行う。本社役員等の立会いは一般的に不要。
- ⑦ 地元政府部門への連絡、工会幹部、会社幹部への事前告知は全従業員向け公示の直前に行う。
- ⑧ 職業病危害要素のある職場の場合、公示前に健康診断を要実施。

【事例紹介②】協議移転 労務対策（経済補償金計算時の注意点）

【法定事項】

- ① 法定支給分(N)：計算基数×補償年限（勤続満1年毎に1ヶ月とする）
- ② 計算基数：労働契約解除・終止前12ヶ月間の平均給与（給与総支給額の月額平均）。但し、2008年以降の補償分に対しては上限設定有り（前年度地元社会平均月収の3倍額）。
- ③ 補償年限：勤続6ヶ月未満→0.5ヶ月、勤続6ヶ月以上1年未満→1ヶ月

【非法定事項】

- ① +α：過去の会社不備事項（社会保険、住宅積立金、残業代）補填、未消化の法定有給休暇買取り、会社誠意を踏まえて決定。
- ② 三期（妊娠・出産・授乳）期間中の女性従業員への+αは別途交渉。
- ③ 労災認定を受けた従業員への+αについても、後遺症等級に応じて別途交渉。
- ④ 公示前に自宅待機をさせる場合、給与は1ヶ月目は正常給与。2ヶ月目より最低給与も可となるが、平均給与が下がる分を要考慮。

【事例紹介②】協議移転 労務対策（経済補償金の計算例）

	入社日	会社勤続年数		補償年限		本人平均月収(元)	計算基数(元)		経済補償金額(元)				
				07年前	08年後		07年前	08年後	法定金額	追加支給額	合計		
				a	b		c	d	e=a*c+b*d	f=c*3	e=c+d		
1	2004/01	4,656日	≒	12.76年	4.0年	9.0年	25,000	25,000	18,243	264,187	54,729	318,916	
2	2004/02	4,625日	≒	12.67年	4.0年	9.0年	20,000	20,000	18,243	244,187	54,729	298,916	
3	2004/02	4,625日	≒	12.67年	4.0年	9.0年	13,500	13,500	13,500	175,500	40,500	216,000	
4	2004/03	4,596日	≒	12.59年	4.0年	9.0年	10,500	10,500	10,500	136,500	31,500	168,000	
5	2004/04	4,565日	≒	12.51年	4.0年	9.0年	9,600	9,600	9,600	124,800	28,800	153,600	
6	2004/05	4,535日	≒	12.42年	4.0年	9.0年	9,500	9,500	9,500	123,500	28,500	152,000	
7	2005/03	4,231日	≒	11.59年	3.0年	9.0年	8,000	8,000	8,000	96,000	24,000	120,000	
8	2005/05	4,170日	≒	11.42年	3.0年	9.0年	8,000	8,000	8,000	96,000	24,000	120,000	
9	2006/10	3,652日	≒	10.01年	1.5年	9.0年	7,000	7,000	7,000	73,500	21,000	94,500	
10	2007/07	3,379日	≒	9.26年	0.5年	9.0年	7,000	7,000	7,000	66,500	21,000	87,500	
... (中略) ...													
64	2015/09	395日	≒	1.08年	0.0年	1.5年	5,200	5,200	5,200	7,800	15,600	23,400	
65	2015/11	334日	≒	0.92年	0.0年	1.0年	4,500	4,500	4,500	4,500	13,500	18,000	
										総合計	2,033,074	1,598,058	3,631,132

労働契約終止日	2016/9/30
2015年当地社会平均月収	6,081元 ×3 = 18,243元